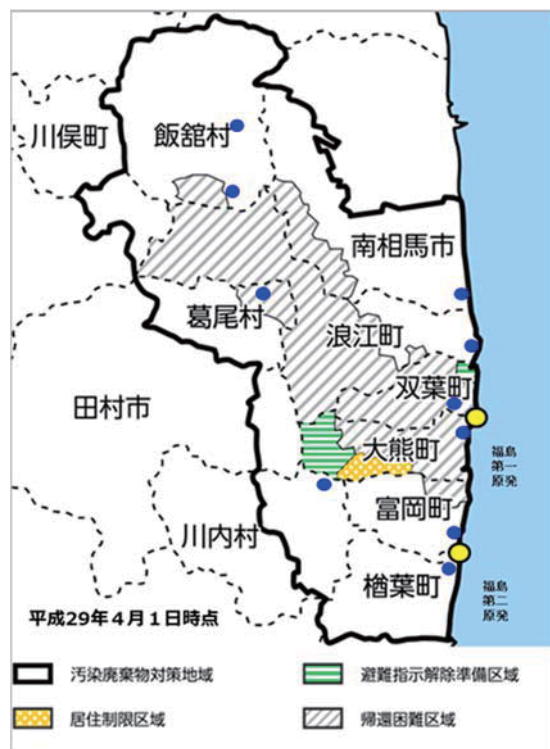


廃棄物

国直轄による福島県の対策地域内の廃棄物の処理進捗状況



● 仮設焼却施設(建設予定、解体撤去済等を含む)

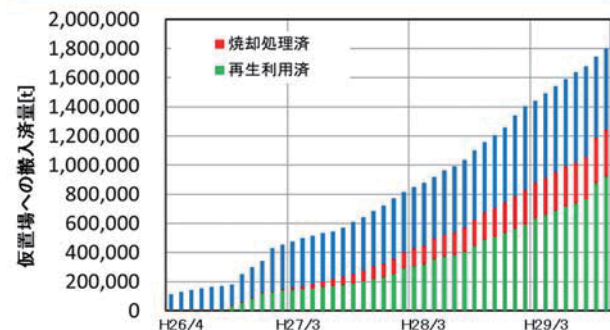


大熊町の仮設焼却施設(平成29年12月)

対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月26日一部改定)に基づき、災害廃棄物等の処理を実施中。

【災害廃棄物等の仮置場への搬入済量】

○平成29年11月末時点、約180万トン搬入完了(うち、焼却処理済量は約32万トン、再生利用済量は約92万トン)。



対策地域内の災害廃棄物等の仮置場への搬入済量

【津波がれきの撤去状況】

○旧警戒区域の津波がれきについては、帰還困難区域を除き、平成28年3月に仮置場への搬入を完了。

【仮設焼却施設の設置状況】

災害廃棄物等の処理中	富岡町、南相馬市、葛尾村、浪江町、飯舘村(蘇平地区)、楢葉町、大熊町
発注準備中	双葉町
災害廃棄物等の処理完了	川内村、飯舘村(小宮地区)



楢葉町の仮設焼却施設
(平成28年10月)

※田村市、川俣町については既存の処理施設で処理中。

環境省作成

指定廃棄物の一時保管に関する安全性の確保

一時保管工事の様子(農林業系副産物の例)



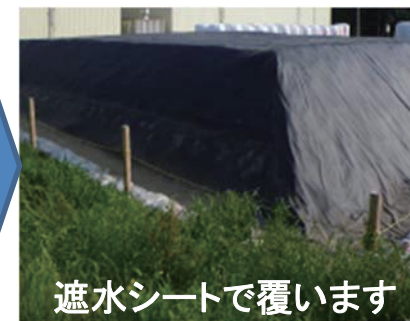
盛土により周辺より高くし



丈夫な袋に入れて
土嚢で囲み



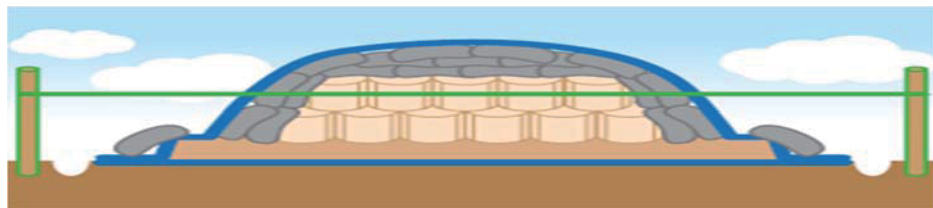
土で覆い放射線を遮蔽



遮水シートで覆います

一時保管の構造(農林業系廃棄物の例)

- ・廃棄物の飛散・流出がないように措置
- ・必要な放射線対策(離隔・土嚢等による遮へい等)を措置
- ・遮水シート等により雨水等の浸入が防止されるよう措置



保管状況の確認

一時保管場所において保管状況の確認を行い、指定廃棄物が特措法で定める基準等に従って適正に保管されているか確認。

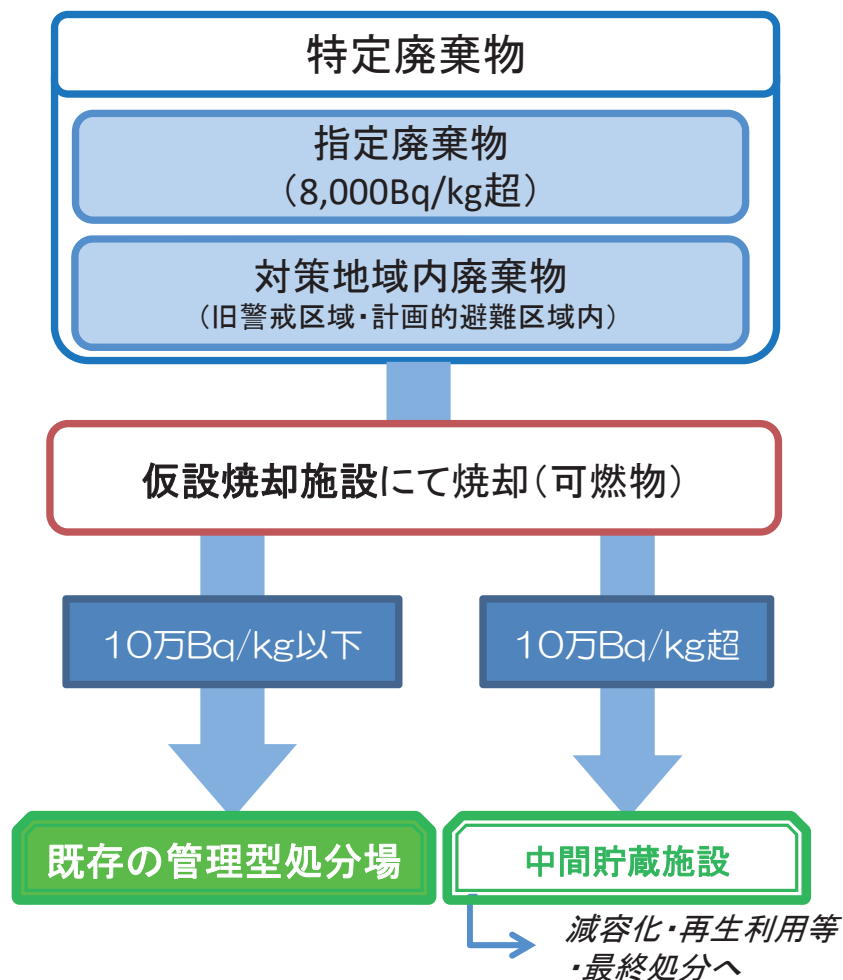


地方環境事務所による保管状況の確認の様子

環境省「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」より作成

福島県内の指定廃棄物の処理の進め方

焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。



減容化事業の例

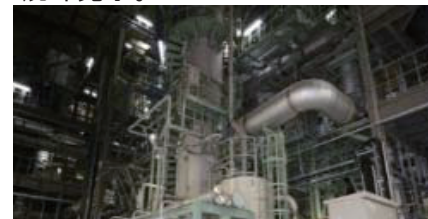
福島市堀河町終末処理場

平成26年10月末、脱水汚泥等の乾燥処理を完了。平成28年3月末には施設の解体完了。



福島県県中浄化センター(郡山市)

平成26年3月、脱水汚泥等の焼却事業を終了。以降、県が8千Bq/kg以下の焼却処理を行い、平成28年5月末で焼却完了。



鮫川村

平成27年7月末をもって、農林業系廃棄物等の焼却を終了。

開閉所(田村市・川内村)

県中・県南等24市町村の農林業系廃棄物を減容化する事業。平成29年6月から処理開始。



飯舘村蔵平地区

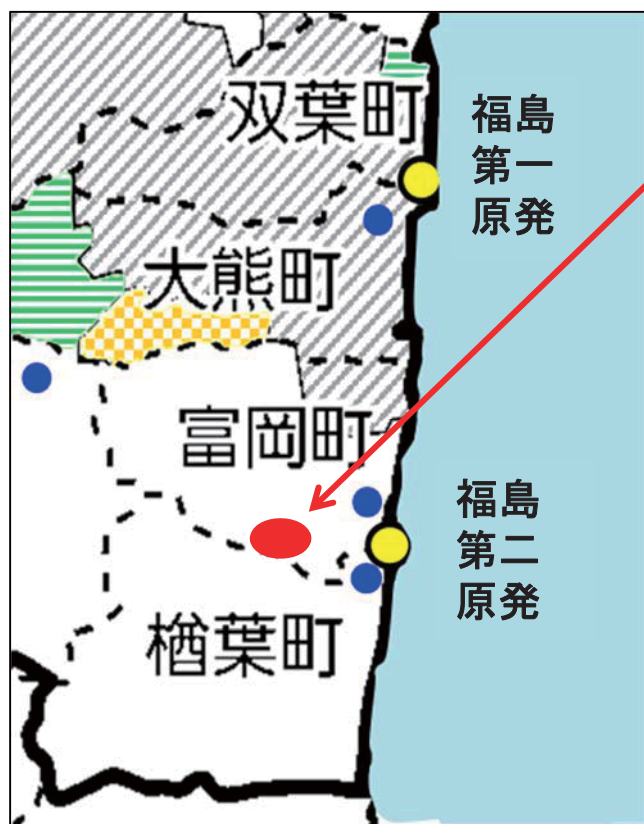
飯舘村及び村外の5市町の汚染廃棄物を減容化する事業。平成28年1月に仮設焼却施設の運転を開始。同年4月には併設の資材化施設についても運転を開始。

安達地方(二本松市)

安達地方の3市村(二本松市・本宮市・大玉村)の農林業系廃棄物及び可燃性の除染廃棄物を減容化する事業。建設工事準備中。

管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分計画

双葉郡8町村、更には福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要。既存の管理型処分場である旧フクシマエコテッククリーンセンターを活用し、10万Bq/kg以下の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する事業。平成29年11月より特定廃棄物の搬入を開始した。



- 仮設焼却施設(建設工事中、撤去済等を含む)
- 汚染廃棄物対策地域
- 避難指示解除準備区域
- 居住制限区域
- 帰還困難区域

環境省作成

特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）

【施設概要】

- ・所在地：富岡町（搬入路は楢葉町）
- ・処分場面積：約9.4ha ・埋立容量：約96万m³（埋立可能容量：約65万m³）

埋立処分事業の概要

○ 埋立対象物

- ・双葉郡8町村の住民帰還後の生活ごみ <約 2.7万m³>
- ・対策地域内廃棄物等 <約44.5万m³>
- ・福島県内の指定廃棄物 <約18.2万m³>

○ 事業期間

- ・双葉郡8町村の生活ごみ 約10年間
- ・対策地域内廃棄物等及び指定廃棄物 約6年間を目途

○ 埋立処分・モニタリング等

- ・放射性セシウムの溶出抑制、雨水浸透抑制等、放射性物質が漏出しないよう多重の安全対策を実施。
- ・遮水工、浸出水処理施設等の定期点検や、空間線量率、地下水等の放射能濃度のモニタリングを実施。

○ 環境省の責任と管理体制

- ・特措法に基づき、環境省が事業主体となり、処分場を国有化した上で、責任を持って埋立処分を実施。
- ・環境省は現地事務所において、現場責任者を常駐させ、適切な埋立処分や施設の管理を確保。

指定廃棄物に関する関係5県の状況

＜宮城県＞ 市町村長会議 (14回開催) [平成24年10月～平成29年7月]	＜栃木県＞ 市町村長会議 (8回開催) [平成25年4月～平成28年10月]	＜千葉県＞ 市町村長会議 (4回開催) [平成25年4月～平成26年4月]	＜茨城県＞ 市町村長会議 (4回開催) [平成25年4月～平成27年1月]	＜群馬県＞ 市町村長会議 (3回開催) [平成25年4月～平成28年12月]
<u>平成26年</u> 1月:詳細調査候補地を3箇所提示 (栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳) 8月:県知事が市町村長の総意として詳細調査受入れ表明 8月:詳細調査を開始 現地調査については地元の反対により実施出来ず <u>平成28年</u> 3月:指定廃棄物の再測定の結果を公表 11月:指定廃棄物以外の再測定の結果を公表 <u>平成29年</u> 6月:県が自圏域内の汚染廃棄物を自圏域内で焼却処理するなど、処理方針案を提示、各自治体が持ち帰り検討 7月:上記の提案で合意	<u>平成26年</u> 7月:詳細調査候補地を1箇所提示 (塩谷町寺島入) <u>平成28年</u> 10月:指定廃棄物の再測定の結果を公表、今後の進め方を提示 <u>平成29年</u> 7月:保管農家の負担軽減策市町村長会議 →保管農家の負担軽減策の方針案を提示	<u>平成27年</u> 4月:詳細調査候補地を1箇所提示 (東京電力千葉火力発電所の土地の一部(千葉市中央区)) <u>平成28年</u> 7月:8,000Bq/kg以下になった指定廃棄物の指定解除	<u>平成27年</u> 4月:第1回一時保管市町村長会議 <u>平成28年</u> 2月:第2回一時保管市町村長会議 →現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定 <u>平成29年</u> 3月:県内の指定廃棄物等の再測定の結果を公表	<u>平成28年</u> 12月:現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定
(参考) 環境省の有識者会議 各県の市町村長会議と並行して、科学的・技術的な観点から、長期管理施設の安全性や候補地の選定プロセス等について議論(9回開催)[平成25年3月～平成28年3月] 環境省 第3回放射性物質に関する安全対策検討会資料より作成(平成27年11月)				